

使用者側の弁護士による

# 人事労務問題勉強会

2021年4月法改正対応！法改正への対応待ったなし

## 同一労働同一賃金対応

10月最高裁  
判決対応

義務化に向けた  
対応方法

自社に必要な  
実務対応

従業員への  
説明義務対応

弊所では、社会保険労務士の先生方を対象に、残業代請求、退職勧奨、働き方改革、ハラスメント、問題社員対応といった労務に関する幅広いテーマの勉強会を定期開催してまいりました。今回の勉強会では、2021年4月より中小企業でも対応必須の同一労働同一賃金をテーマとし、特に、本年10月の日本郵政事件・メトロコマース事件・大阪医科薬科大学事件の最高裁判決を取り上げたいと思います。退職金、賞与など高額の手当について最高裁が初めて正面から判断したことを受け、多くの企業の賃金制度に影響を与える可能性があるが最高裁判決が出揃いました。本格的な実務対応が待ったなしの状況となりましたので、これら最高裁判決を踏まえ、4月の施行に間に合うようにどのように対応すべきかについて検討します。

開催日：2020年11月26日(木)16:00～18:00 (受付開始15:45)

@大阪国際ビルディング17階1701号室

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴社名		参加者名	参加人数： 名
メールアドレス	@		
ご住所		電話番号	

詳細は裏面をご覧ください



# 講座概要

当事務所では社会保険労務士様を対象にした実務勉強会を定期開催しています。今回は、同一労働同一賃金対応に関して、近時出揃った最高裁判決の内容を中心に、検討を深めて行きたいと思っております。また、社会保険労務士の皆様との意見交換を交えながら、中小企業でも実践できる具体的な実務内容を検討したいと考えております。高額の手当についての訴訟リスクを回避するという視点にとどまらず、企業の持続的発展のためのよりよい制度設計のため、社会保険労務士の皆様とより良い実務手法を探っていければと考えております。

## 勉強会テーマ

# 同一労働同一賃金対応のための判例解釈・実務について

- ・ 注目される日本郵便事件最高裁判決・大阪医科薬科大学事件最高裁判決・メトロコマース事件最高裁判決の内容を一気に読み解きます
- ・ 法解釈ならびに判例を踏まえた実務対応を整理し、検討を深めます

## 開催要項

- 開催日：2020年11月26日(木) 16:00～18:00
- 会場：大阪国際ビルディング17階1701号室
- 住所：〒541-0052  
大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13
- 受講料：無料
- 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田

申込締切  
11月24日(火)



## 講師紹介



【学歴】  
立命館大学法学部卒業  
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了  
司法修習  
54期(平成13年10月弁護士登録)  
【役職等】  
経営革新等支援機関(2013年3月21日・近財金1第107号・20130228近畿第20号)  
認定事業再生士(CTP)  
認定ハラスメント相談員  
(一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会)  
【所属団体】  
一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会  
経営法曹会議  
吹田商工会議所  
【講演歴】  
中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応策(H24.9.12大阪弁護士会)等多数

グロース法律事務所  
弁護士 谷川 安徳



【学歴】  
同志社大学文学部卒業  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習 63期(平成22年12月弁護士登録)  
【所属団体】  
一般社団法人 大阪青年会議所  
【講演歴】  
・必ず役に立つ相続・後見セミナー  
・労務トラブルでの証拠の残し方  
・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー  
・債権回収において知っておくべき3つのポイント  
～いざという時からは間に合わない?債権回収時に"必ず"知っておくべき事項～  
・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会  
・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～  
・業務委託契約書の重要チェックポイント  
等多数

グロース法律事務所  
弁護士 徳田 聖也

主催

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階  
TEL: 06-4708-6202 担当: 谷川・徳田

